
太陽電池廃棄物の再資源化等の推進 に関する法律について

2026年10月



経済産業省



環境省

太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律の概要

- 「太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律」が2026年5月29日に成立、6月5日に公布。
- 本法律では、太陽光パネルの大量廃棄に備え、**多量の事業用太陽電池の廃棄をしようとする者（太陽光発電事業者等）に国が定める判断基準に基づくリサイクルの実施に向けた取組を義務付けるとともに、費用効率的なリサイクル事業の計画を国が認定する制度を創設し、都道府県ごとの廃棄物処理法の許可を不要とする等の措置を講ずることとしている。**

主な措置事項

① 国による基本方針の策定

- 各主体の役割、リサイクル目標、施設整備の促進、費用低減・技術開発等の施策の方向性の明示

② 多量の事業用太陽電池の廃棄をしようとする者（太陽光発電事業者等）への規制

- 国が定める判断基準（段階的に強化）に基づくリサイクルの実施に向けた取組を義務付け（指導・助言、勧告・命令）

※指導・助言は全ての事業用太陽電池の廃棄をしようとする者が対象
※廃棄の抑制のための措置についても判断基準を策定（指導・助言）

- 多量事業用太陽電池廃棄実施計画の事前届出義務

③ 費用効率的なリサイクルを促進するためのリサイクル事業者への措置

- 費用効率的なリサイクル事業の計画を国が認定し、都道府県ごとの廃棄物処理法の許可を不要とする特例措置、保管基準の特例措置等
- 技術開発・施設整備等の財政上の措置

※リサイクル設備の開発・導入

再生材の価値向上に資する技術実証
保管施設の活用実証・導入等を想定



太陽光パネル
リサイクル設備

④ 製造・輸入業者及び販売業者に対する措置

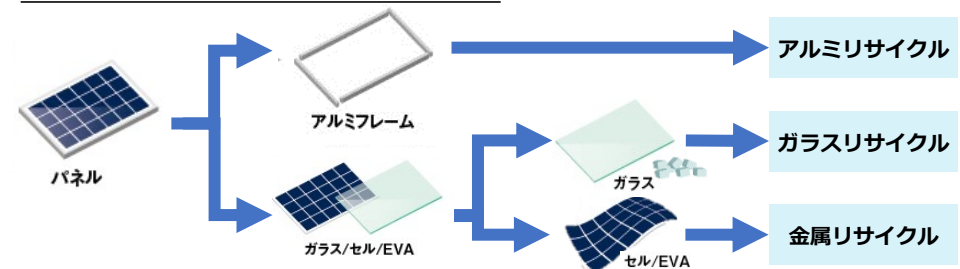
- 環境配慮設計の実施等の措置
- 含有物質に関する情報提供等の措置

⑤ 制度の見直しに向けた検討規定（附則）

- 最終処分場の残余年数、リサイクル費用の状況等を勘案して、太陽光パネルの幅広い廃棄に関する者を対象とした義務付けを検討し、制度を見直し

施行期日 公布から1年6か月以内で政令で定める日

太陽光パネルのリサイクルフロー



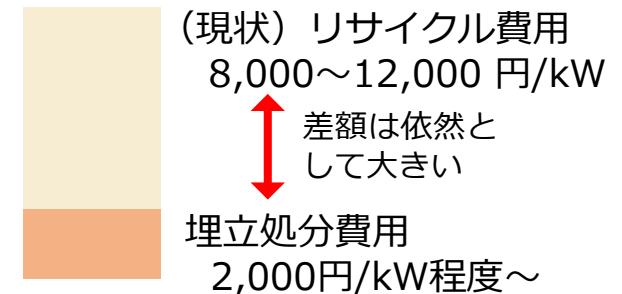
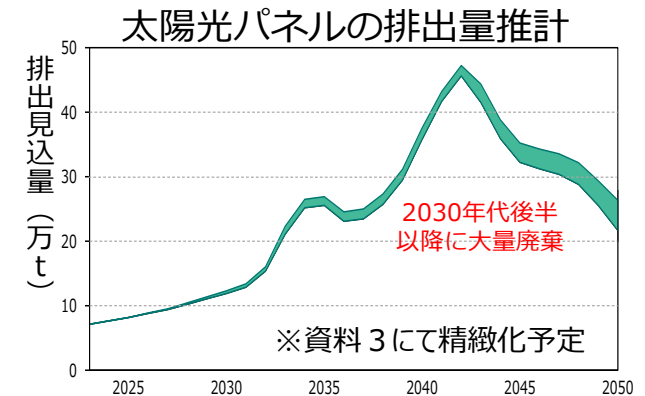
第1章 総則（目的）

<目的>

この法律の目的は、太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進を図るため、所要の措置を講ずることにより、**廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保**を図り、もって**生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与**するものとする。（第一条関係）

背景

- 使用済太陽光パネルは、現行の**廃棄物処理法に基づき適正処理が義務付け**られている。
※再エネ特措法に基づくFIT/FIP制度における事業用太陽光発電設備（10kW以上）には、**廃棄等費用の積立制度を措置**
- 2030年代後半以降、太陽光パネルの排出量が顕著に増加し、年間最大50万t程度となる。最終処分場の残余容量を圧迫し、廃棄物処理全体に支障が生ずるおそれがある。**
- 太陽光パネルのリサイクルについて、①現時点では**埋立処分費用とリサイクル費用との差額が大きいこと**、②**全国的な処理体制が構築途上**であることが課題。
- 予算措置や既存制度も活用し、これらの課題への対応を図りながら、まずは**費用効率的にリサイクルが実施可能な多量に廃棄をしようとする太陽光発電事業者等からリサイクルの規制を段階的に強化し、太陽光パネルの幅広い廃棄に関する者へのリサイクルを義務化**するために必要な環境整備が重要。

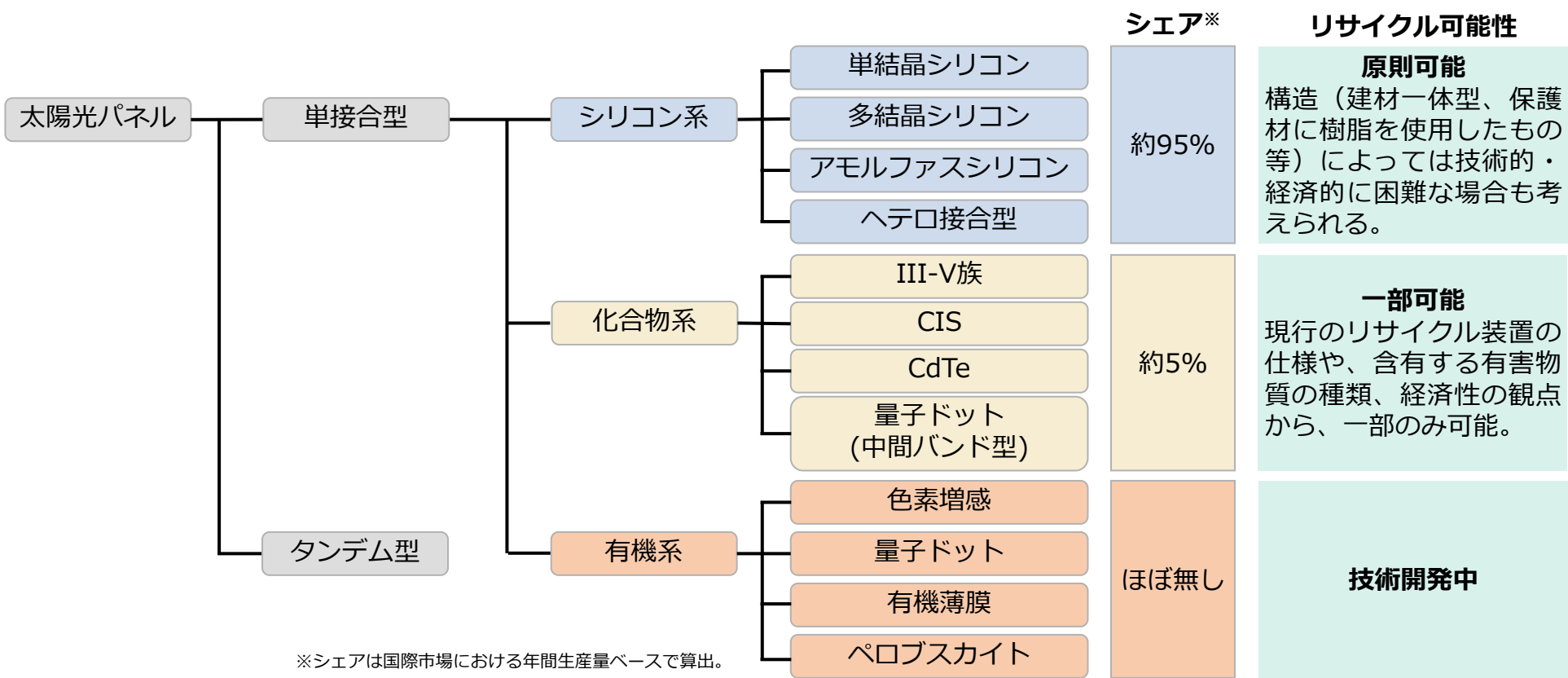


第1章 総則（定義）

<定義>

➤ 太陽電池（※）及び事業用太陽電池、太陽電池廃棄物及び事業用太陽電池廃棄物、太陽電池の廃棄及び事業用太陽電池の廃棄、太陽電池廃棄者及び事業用太陽電池廃棄者、再資源化及び再資源化等並びに太陽電池廃棄物再資源化等事業について、その**定義を定める**。（第二条関係）

※「太陽電池」とは、太陽光を電気に変換する機器（板状であり、かつ、ガラスを材料として使用した部品を含む機器の重量が政令で定める重量以上のものに限る。）であって、当該機器が廃棄物となった場合の再資源化等の実施が技術的及び経済的に可能であり、かつ、有効なものとして政令で定める種類のものとする。



※シェアは国際市場における年間生産量ベースで算出。

第2章 基本方針等

<基本方針>

➤ 主務大臣は、太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進を総合的かつ計画的に図るための基本的な方針を定めるものとする。（第三条関係）

<責務>

➤ 国、地方公共団体及び太陽電池廃棄者について、その責務を定める。（第四条～第六条関係）

基本方針のイメージ

- 意義及び目標（リサイクルの目標等）、各主体の役割
- 廃棄の抑制、リサイクルの選択の促進、廃棄の抑制・リサイクルの円滑な実施に資する太陽光パネルの製造・販売の促進、再生材の利用促進等の施策
- リサイクルのための太陽電池廃棄物の収集運搬・処分業及びその実施体制の整備促進等

国 ●リサイクル費用の低減・体制整備 ●情報の収集・活用、研究開発の推進 ●地方公共団体への情報提供・助言 ●リサイクルの率先実施	太陽電池廃棄者 (太陽光発電事業者等) ●廃棄の抑制及びリサイクルの取組 ※事業用太陽電池廃棄者（収益事業者）には判断基準に基づく取組を、多量事業用太陽電池廃棄者には廃棄実施計画の事前届出を求める。	リサイクルのための収集運搬・処分の事業を行う者 ●認定事業者の効率的なリサイクルの実施 ●高度なリサイクル設備導入の検討 ●太陽電池廃棄者への情報提供
地方公共団体 ●域内の実情に応じた施策の実施 ●リサイクルの率先実施	太陽電池廃棄物を排出する者 (解体工事業等) ●太陽電池廃棄者の指示等に従った適正処分 ●太陽電池廃棄者への情報提供	太陽電池の製造・輸入業者、販売業者 ●環境配慮設計 ●含有物質に関する情報提供 ●長期使用、リユース等に関する情報提供

国の定める目標の達成に向け、関係者が協働して取組を進めていく

第3章 事業用太陽電池廃棄者による事業用太陽電池の廃棄の抑制及び事業用太陽電池廃棄物の再資源化等の実施のための措置（判断の基準）

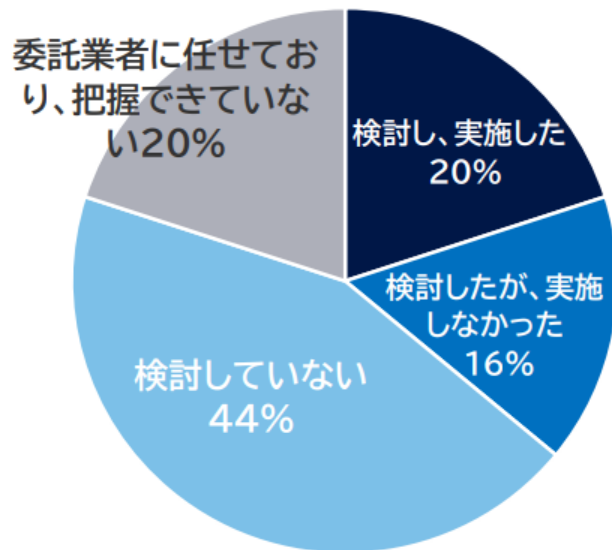
＜事業用太陽電池廃棄者の判断の基準となるべき事項＞（第七条関係）

- **主務大臣**は、事業用太陽電池廃棄者が事業用太陽電池の廃棄の抑制及び事業用太陽電池廃棄物の再資源化等の実施に向けて取り組むべき措置に関し、**判断の基準となるべき事項を定めるものとする。**
- 判断の基準となるべき事項は、**太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の状況、太陽電池廃棄物の再資源化等に要する費用の推移等を勘案して定め、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。**

＜指導及び助言＞

主務大臣は、事業用太陽電池廃棄者に対し、**判断の基準となるべき事項を勘案して、必要な指導及び助言をすることができるものとする。**（第八条関係）

太陽光発電事業者によるリサイクルの検討状況



6割以上の太陽光発電事業者は、実質的にリサイクルを検討せず。

- **廃棄の抑制・リサイクルの実施に向けた取組を求める仕組み**
- **その取組内容・結果について国が関与する仕組みを法的に整備し、リサイクルの選択を後押ししていく。**

(参考) 太陽光発電事業者によるリサイクルの取組の促進

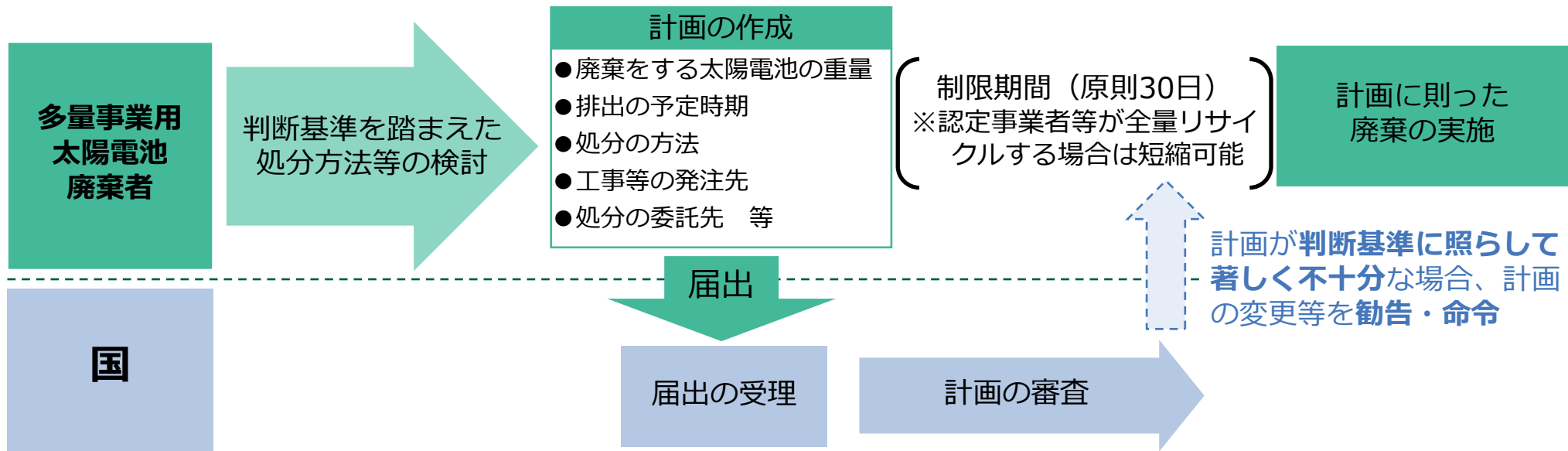
主な発電事業者	取組事例
NTT アノードエナジー (株)	協力会社の近畿電電輸送 (株) が全国に構築したリサイクル体制を通じて、2023年度からリサイクルを開始。2030年頃までに太陽光パネルの100%リサイクルを目指すことを宣言。
自然電力 (株)	保有資産における建設・運営・保守段階で排出される太陽光モジュールの100%について、リユース品としての販売または完全リサイクルを目指すことを宣言。
ローカルエナジー (株)	「エネルギーの地産地消と経済基盤の創出」を掲げ、資金や資源を地域内で循環させる取組の一環として、2026年9月に、使用済太陽光パネルのリユース・リサイクル推進を宣言。
ENEOSリニューアブル・エナジー (株)	沖縄県うるま市で運転中の「うるまメガソーラー発電所」(12.2MW) のリパワリングを2025年に実施し、交換した太陽光パネルのリサイクルを実施。
(株) ウエストホールディングス	大坪GSI (株)、不二ライトメタル (株)、不二倉業 (株)、丸紅メタル (株) との5社間で、2025年に戦略的業務提携を締結し、太陽光パネルのリサイクルスキームを確立。
北海道電力 (株)	産業廃棄物処理業者、発電事業者、ガラスメーカー等の33の事業者・機関(2026年4月時点) が参加する「使用済太陽光パネル資源循環推進・北海道コンソーシアム」(2025年4月設立) に参画。
東北電力 (株)	2022年にPV CYCLE JAPANに参画。また、太陽光パネルのリユース・リサイクルに関する実証事業(環境省・2023~2025年度) を実施。
東京電力ホールディングス (株)	グループ会社の東京パワーテクノロジー (株) が、2021年に太陽光パネルのリサイクル事業を開始。
中部電力 (株)	グループ会社の(株) シーエナジーが、2023年に愛知海運 (株) と共同で太陽光パネルのリサイクル事業を開始。
関西電力 (株)	TREホールディングス (株)、(株) トクヤマとの3社間で、2025年に太陽光パネルのリユース・リサイクルに関する協定書を締結し、リサイクル事業のモデル構築に向けた検討を開始。
中国電力 (株)	(株) こっこー、(株) スナダ、中電プラント (株) との4社間で、2024年に太陽光パネルのリユース・リサイクルに関する業務提携契約を締結。
九州電力 (株)	(株) 新菱、AGC (株) 等との間で、2024年に包括連携協定を締結。2026年5月に、九電グループ5社で撤去から収集・運搬、リユース・リサイクル等の処理までを一括で行うワンストップサービスを開始。さらに、九電グループ保有のパネルの全量リサイクルの方針を宣言。
沖縄電力 (株)	拓伸会(拓南グループ) との間で、2022年に連携協定を締結し、太陽光パネル等の資源循環のシステム構築・技術開発を目指すことを宣言。

こうした取組が拡大するとともに、投資家や金融機関による後押しや、電力需要家による発電事業者の選択により、リサイクルの需要拡大と費用低減の加速を期待

第3章 事業用太陽電池廃棄者による事業用太陽電池の廃棄の抑制及び事業用太陽電池廃棄物の再資源化等の実施のための措置（廃棄実施計画）

<多量事業用太陽電池廃棄実施計画>（第九条関係）

- **多量事業用太陽電池廃棄者**※は、その事業用太陽電池の廃棄をしようとするときは、**多量事業用太陽電池廃棄実施計画を主務大臣に届け出なければならない**こととする。
※ 廃棄をしようとする事業用太陽電池の重量が政令で定める要件に該当するもの
- **多量事業用太陽電池廃棄者**は、原則として、届出の受理から**30日経過後**でなければ、当該届出に係る計画に記載された事業用太陽電池の廃棄に関し、**自ら事業用太陽電池廃棄物を排出し、又は他の者に工事又は作業を行わせて当該事業用太陽電池廃棄物を排出させてはならない**こととする。
- **主務大臣**は、届出のあった計画が**判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分**であると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該計画の変更等について**勧告及び命令**ができるものとする。



効率的にリサイクルが実施可能な多量事業用太陽電池廃棄者に、判断基準に基づくリサイクルの実施に向けた取組を義務付け

第4章 太陽電池廃棄物再資源化等事業の実施のための措置

＜太陽電池廃棄物再資源化等事業計画の認定等＞

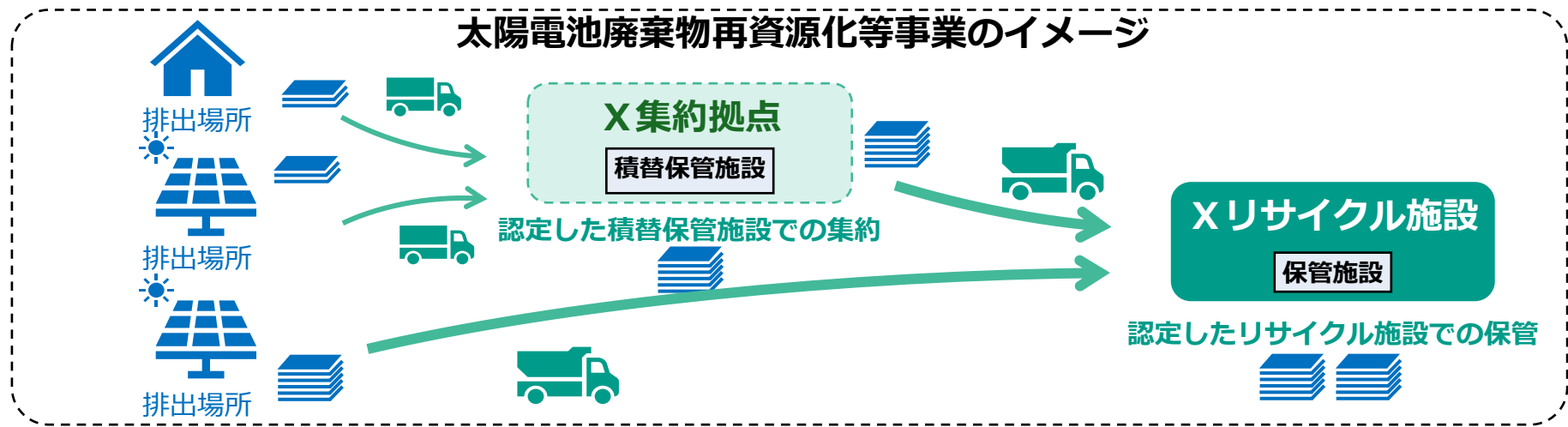
太陽電池廃棄物再資源化等事業を行おうとする者は、太陽電池廃棄物再資源化等事業計画を作成し、主務大臣の認定を申請することができることとし、認定計画の変更等について所要の規定を設ける。

（第十二条及び第十三条関係）

＜廃棄物処理法の特例＞（第十四条関係）

- 認定事業者は、廃棄物処理法の規定による許可を受けないで、太陽電池廃棄物再資源化等事業を実施できることとし、所要の規定を設ける。
- 認定事業者は、廃棄物処理法の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、認定計画に従って行う太陽電池廃棄物（産業廃棄物であるものに限る※。）の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならないこととし、所要の規定を設ける。

※ 廃棄物処理法の基準で保管数量の上限がある産業廃棄物に限定。



事業許可と保管基準の特例を講ずることで、
広域的かつ効率的なリサイクル事業により、リサイクル費用を低減

(参考) 太陽光パネルリサイクル施設の処理能力とピーク導入量

- 現時点※¹で、使用済太陽光パネル専用のリサイクル施設は87件、処理能力は約13万トン／年※²であり、設備の導入が徐々に進んでいるが、8府県には施設が存在せず、現在は、リサイクル施設の偏在性や稼働率の低い点が課題。将来的に、**排出状況に応じて、排出量がピークを迎えるまでに、処理能力の増強が必要**。

※¹：2025年11月時点。 ※²：環境省が廃棄物処理法上の許可自治体（47都道府県・82政令市）に調査を実施（回答率100%）。

	太陽光パネル専用の リサイクル施設	太陽光パネルリサイクル 処理能力※ ³	導入ピーク時の導入量※ ⁴	
	件	トン／年	トン／年	抽出年
北海道	2	2,112	29,920	2015
青森県	2	1,757	16,138	2015
岩手県	5	4,792	13,487	2019
宮城県	4	6,265	33,909	2020
秋田県	1	442	4,574	2016
山形県	1	1,188	3,867	2015
福島県	6	8,325	32,470	2017
茨城県	3	14,112	46,752	2015
栃木県	2	7,402	34,921	2015
群馬県	4	6,216	23,687	2019
埼玉県	5	7,709	17,808	2014
千葉県	1	5,256	40,526	2015
東京都	1	2,304	2,442	2013
神奈川県	1	2,304	5,586	2014
新潟県	2	1,555	7,073	2021
富山県	0	0	4,566	2014
石川県	2	1,987	10,502	2018
福井県	1	2,791	3,284	2014
山梨県	0	0	9,314	2014
長野県	2	2,471	17,698	2014
岐阜県	0	0	16,069	2014
静岡県	3	3,498	24,340	2014
愛知県	5	14,038	31,232	2014

	太陽光パネル専用の リサイクル施設	太陽光パネルリサイクル 処理能力※ ³	導入ピーク時の導入量※ ⁴	
	件	トン／年	トン／年	抽出年
三重県	1	2,088	25,591	2018
滋賀県	0	0	10,568	2014
京都府	3	4,112	6,795	2014
大阪府	0	0	11,418	2013
兵庫県	1	1,152	34,379	2014
奈良県	1	816	6,984	2014
和歌山県	0	0	8,782	2015
鳥取県	0	0	4,930	2013
島根県	1	469	6,045	2015
岡山県	2	3,226	25,498	2018
広島県	3	2,268	16,183	2015
山口県	0	0	16,135	2021
徳島県	1	358	13,440	2014
香川県	3	1,415	10,388	2014
愛媛県	3	4,731	12,078	2014
高知県	1	264	5,994	2014
福岡県	4	6,520	35,643	2014
佐賀県	3	2,112	9,124	2014
長崎県	1	720	12,702	2014
熊本県	1	960	23,246	2014
大分県	1	384	19,322	2013
宮崎県	1	960	17,924	2014
鹿児島県	2	1,958	31,043	2014
沖縄県	1	614	6,611	2014

※³：太陽光パネル専用の処理設備によるガラスとバックシートの分離、破砕後の素材選別等、リサイクルが可能な処理施設の処理能力の合計。処理施設1日の稼働時間を8時間、年間稼働日数を240日として算出。

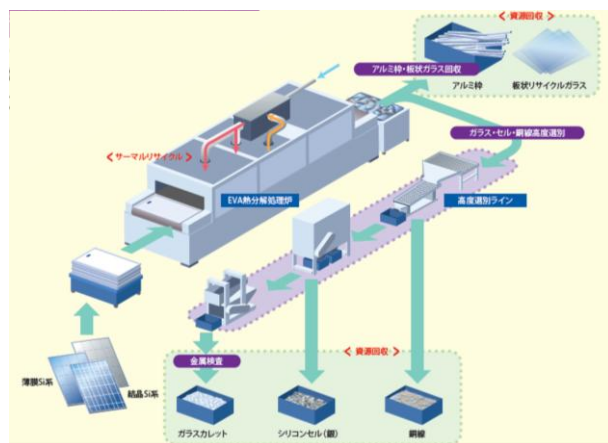
※⁴：太陽光パネル1枚当たり250W、20kgとして算出。

(参考) 太陽電池廃棄物再資源化等事業の対象として想定する処分方法

- 太陽光パネルの処分方法には様々なものがあるが、重量の約6割を占めるガラスを資源として回収する処分方法を用いているものを対象として想定（具体的な基準は下位法令で決定）。

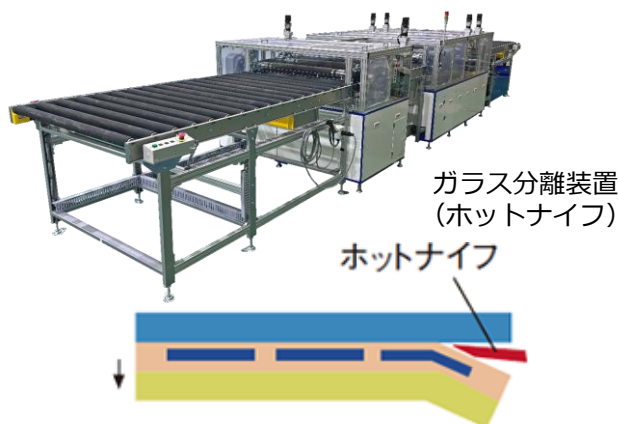
処分方法	回収ガラス	リサイクル及び熱回収の割合（重量比）	導入コスト
① 熱処理（専用設備）	板ガラス	約90～95%	約1億円以上
② ガラス切断（専用設備）	板ガラス	約75～95%	約1億円以上
③ ガラス破砕（専用設備）	カレットガラス	約60～90%	約5～9千万円
④ 汎用シュレッダー破砕＋選別機器	カレットガラス	約50%～	—

①熱処理



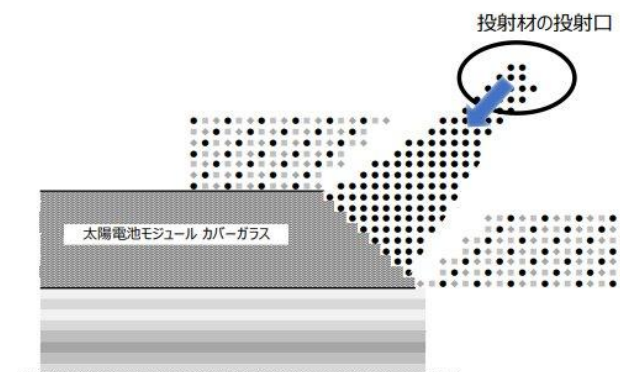
（出典）株式会社リサイクルテック Webサイト

②ガラス切断（ホットナイフ等）



（出典）株式会社エヌ・ピー・シー Webサイト

③ガラス破砕（ブラスト方式等）



（出典）未来創造株式会社 Webサイト

(参考) 再資源化事業等高度化法 (再生材の質と量の確保)

- これまでの廃棄物行政は、適正処理に力点を置いた施策が中心。
- 製造業が必要とする質・量の再生材の安定供給に向け、資源循環産業をさらに発展させることを目的とした「再資源化事業等高度化法」を制定。(令和7年11月21日完全施行)

再資源化事業等の高度化の促進 (3つの環境大臣認定制度)

<①事業形態の高度化>

- 製造側が必要とする質・量の再生材を確保するため、**広域的な分別収集・再資源化の事業**を促進



例：ペットボトルの水平リサイクル

画像出典：PETボトルリサイクル年次報告書2023 (PETボトルリサイクル推進協議会)

<②分離・回収技術の高度化>

- **分離・回収技術の高度化に係る施設設置**を促進

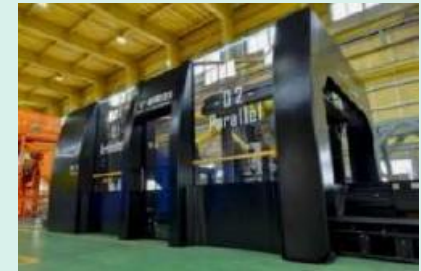


例：ガラスと金属の完全リサイクル

画像出典：太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン

<③再資源化工程の高度化>

- 温室効果ガス削減効果を高めるための**高効率な設備導入等**を促進



例：AIを活用した高効率資源循環

画像出典：産業廃棄物処理におけるAI・IoT等の導入事例集

3年間で100件以上の事業認定を通じて
脱炭素化の推進、産業競争力の強化、地域活性化、経済安全保障への貢献

認定状況

令和8年4月30日に
3件の事業を初認定

- ・ (類型①) 建設廃棄物から自動車部品となる再生プラ等を回収する事業
- ・ (類型①) 廃小型電子機器から蓄電池等を選別する事業
- ・ (類型②) 廃太陽光パネルを高度に分離・回収する事業

第5章 製造業者等及び販売業者による太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の円滑な実施に資する措置

＜太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の円滑な実施に資する設計等の工夫等＞

- 製造業者等※は、設計及び原材料等の種類について工夫をした太陽電池の製造又は輸入をし、また、販売業者は、当該工夫がされた太陽電池を販売するよう努めなければならないこととする。（第十八条関係）

※ 製造業者又は輸入業者

＜太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の円滑な実施に資する情報の提供等＞

- 製造業者等は、その製造し、又は輸入する太陽電池について、その部品の材質及び成分並びにその重量の表示等必要な措置を講じ、また、販売業者は、太陽電池の長期間の使用及び再使用並びに太陽電池廃棄物の再資源化等に関する情報の提供を行うよう努めなければならないこととする。（第十九条関係）

①環境配慮設計の取組

- 長寿命化
- 軽量化
- 易解体設計
- 有害物質含有量の低減

②情報提供

- リサイクルの円滑な実施に必要な情報の開示
（含有物質情報（鉛、カドミウム、ヒ素、セレン等）を想定）
- 長期使用、リユース等に関する情報提供

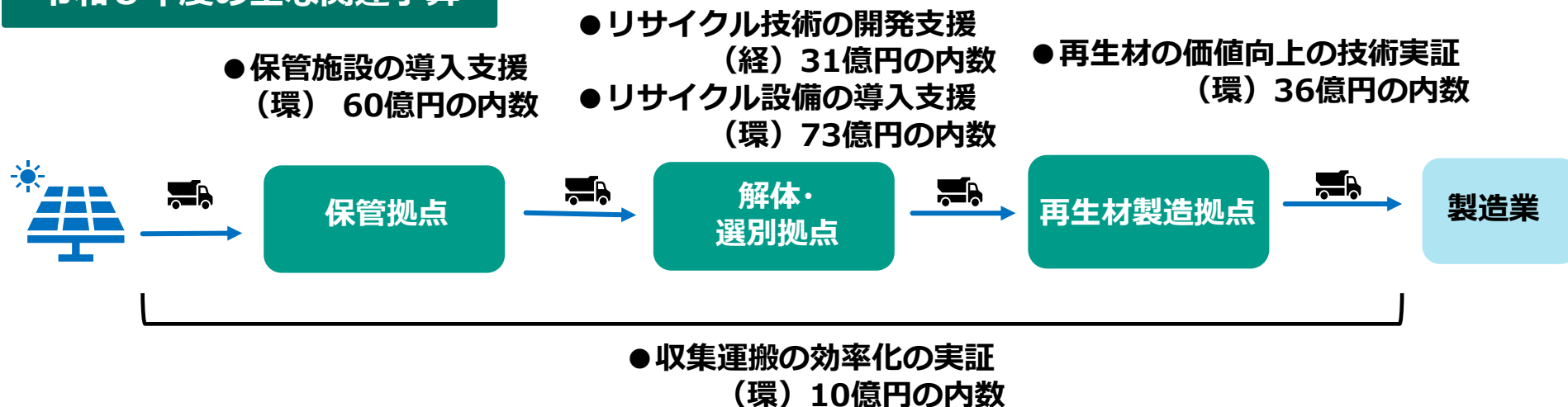
※本法律における措置に加え、資源有効利用促進法において太陽光パネルを指定再利用促進製品に指定し、同法における判断基準に基づく環境配慮設計を求めること等を検討。

軽量化、長期使用・リユース等により、太陽光パネルの廃棄を抑制
リサイクルの容易化、再生材売却益の向上等により、リサイクル費用を低減

＜雑則＞

財政上の措置等について所要の規定を設ける。（第二十条～第二十五条関係）

令和8年度の主な関連予算



リサイクル費用の低減・体制整備を実現

＜罰則＞

罰則について所要の規定を設ける。（第二十六条～第二十九条関係）

附則

＜施行期日＞

この法律は、一部を除き、**公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。**（附則第一条関係）

※太陽電池廃棄物再資源化等事業計画の認定については、**施行期日前においても認定することができる旨の準備行為を規定。**

＜検討規定＞

政府は、必要があると認めるときは、多量事業用太陽電池廃棄者の要件の見直し、**太陽電池の廃棄に係る者における太陽電池廃棄物とする太陽電池の量の抑制及び太陽電池廃棄物の処分の方法としての再資源化等の選択に係る義務付け等所要の措置**を講ずるものとする。（附則第四条関係）

太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律の施行に向けて

- 令和8年5月29日成立、6月5日公布
- 公布後1年6か月以内の政令で定める日から施行

■ 主な政省令・告示事項

- 対象となる太陽電池の種類等
- 基本方針
- 事業用太陽電池の廃棄をしようとする者（太陽光発電事業者等）への規制
 - ・事業用太陽電池廃棄者が事業用太陽電池の廃棄の抑制及び事業用太陽電池廃棄物の再資源化等の実施に向けて取り組むべき措置に関する判断の基準
 - ・多量事業用太陽電池廃棄者の要件
 - ・多量事業用太陽電池廃棄実施計画における届出事項
- 費用効率的なリサイクルを促進するためのリサイクル事業者への措置
 - ・太陽電池廃棄物再資源化等事業計画の認定に関する申請事項・認定基準
 - ・認定事業者の太陽電池廃棄物の処理基準（保管基準の特例等）